

豚パルボウイルス感染症不活化ワクチン

動生剤基準の豚パルボウイルス感染症不活化ワクチンの 3.5.3、3.5.5 及び 3.5.6 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品について同基準の豚パルボウイルス感染症不活化ワクチンの 3.3.2 の規定を準用して試験を行うものとする。